役員の報酬等及び費用に関する規程

制 定 平成23年5月13日

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第33条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、当緑化推進委員会を主たる勤務場 所とするものをいう。
- 3 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職 手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとす る。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手 数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、常勤役員及び公認会計士又は税理士の監事には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 専務理事を常勤役員とし、報酬は月額とする。
- 3 正会員以外の監事には、公認会計士又は税理士を充てるものとし、公認会計士又は税理士の監事には、監査手当として、監査を行ったとき1回につき定額を支給する。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。

(報酬の額の決定)

- 第4条 常勤役員の報酬は、340千円を月額として支給する。
- 2 常勤役員の賞与は、6月1日及び12月1日を基準日とし、基準日に在職している役員に、報酬月額に1.1ヶ月と別表に掲げる支給割合を乗じた額を支給する。また、それぞれの基準日に在職していない場合でも、基準日の1ヶ月以内の退職者又は死亡者には同様に支給する。
- 3 公認会計士又は税理士の監事が理事会等に出席したときは1回につき、10千円 支払う。

(監査手当の額の決定)

第5条 公認会計士又は税理士の監事の監査手当は、1回につき200千円を支給する。

(報酬の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬の支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が祝日 法による休日、日曜日又はその月の第3土曜日に当たるときは、その日前において その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又はその月の第3土曜日でない日を支 給日とし、その月の月額の全額を支給する。
- 2 常勤役員の賞与は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、在職期間中に退職又は死亡した場合は、速やかに支給する。
- 3 役員がその職務を執行するに当たって必要な旅費・交通費の支給日は、職務を執 行する日に支払う。
- 4 公認会計士又は税理士の監事の報酬等及び旅費・交通費の支給日は、監査及び理事会等を行った日に支払う。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第8条 常勤役員には、報酬とは別に通勤費を支給する。
- 2 常勤役員の通勤費は、この法人の職員の通勤手当を準用し、勤務形態に応じて支 給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等 に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものと する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年5月13日総会決議)

別表 (第4条第2項)

在職期間と支給割合

在職期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
割合	0.167	0.334	0.500	0.667	0.834	1.000